

〈資料〉

明治中期鹿児島県社会福祉制度の 整備過程について

宇都栄子

まえがき

近代的社会福祉制度の成立の過程を論ずる場合に、現在、先ずもとめられているのはそれらに関する事例や事実の集積ではないかと考えられる。ことに府県段階における資料の蒐集は少ない。(註) 府県段階における福祉制度はもちろん、中央の制度整備の枠外にでるといってではないが、各府県におけるそれぞれの条件の違いにより、現実的施策における独自性はみられる。ある場合には特定府県における施策が中央政府の施策になったことは明治初期においては少なくない。中期においてもその傾向がなくなったわけではなく、明治初・中期において鹿児島県出身の政治家、官僚が中央において活躍したという周知の事実からしても、特に鹿児島県における公的救済制度の成立過程を検討することは意味あることと思われる。

本稿では先ず最も基本的な資料となる「鹿児島県公報」より、主題にかかわりをもつと思われる県令、達、訓令、告示等を紹介するに止め、それらの分析については新たな資料を見出したときにおいて行いたい。現在県立図書館所蔵の「公報」は明治拾九年以降のものであり、それ以前の公報類を蒐集することが残されている。また「公報」所蔵の県令、達、訓令、告示等が、町村段階、あるいは「むら」「まち」段階において、具体的にどのような受けとめられ方をしたかの検討を欠くこともあり、ここでは基礎的作業の一つとして管見した範囲での資料を提示するに止めておく。公的制度がいかなる具体的形態をもって個人、家族等に実現されていったかが、社会福祉発達史の本来の課題であると考えているので、その課題に接近する一階梯として、このような形で報告するに止めておきたい。

なお、できるだけ原資料に忠実に掲載したが印刷の関係上旧漢字を現在使用されているものになおした。

(註) 現在までのところ官庁がまとめたものでないものは次のものである。

守屋茂『岡山県下に於ける慈善救済史の研究』岡山県社会

事業史刊行会、昭和33年同『近代岡山県社会事業史』
岡山県社会事業史刊行会 昭和25年
内田守『熊本県社会事業史稿』熊本社会福祉研究所 昭和40年
同『九州社会福祉事業史』日本生命済生会社会事業局 昭和44年
三吉明『北海道社会事業史研究』敬文堂 昭和四拾四年
田代国次郎『宮城県社会福祉発達史研究』『東北福祉大学論叢』昭和43年～47年 所収

達第五十一号

大島々庁
種子島出張所
鹿児島郡役所
鹿児島郡役所ヲ除ク

海軍水兵家族扶助料取扱順序別紙之通り相定ム
明治十九年十二月十六日 鹿児島県知事渡辺千秋
(別紙)

海軍水兵家族扶助料取扱順序

- 第一条 海軍水兵家族扶助料ハ左ノ順序ニ拠リ取扱フベシ
- 第二条 家族扶助料交付ノ節ハ每期扶助料明細書ト共ニ各庁所ヘ送付スベシ
但扶助料明細書ハ前期ノ扶助料ニ比シ異動アルニ非サレハ每期送付セサルモノトス
- 第三条 庁所ニ於テ前条ノ扶助料及明細書ヲ受領セントキハ該明細書ニ拠リ之ヲ各自ハ給与シ十八年一月本県甲第二号布達書式ノ受領証書ヲ徴収スベシ
- 第四条 庁所ニ於テ前条ノ扶助料下渡済ノ後ハ各自ノ領収証書ニ別紙書式ノ明細書ヲ添ヘ残金アラハ本庁ヘ送付スベシ
(別紙)

但△印ノ下ハ総テ朱書

海軍水兵家族扶助料支払明細書

△高金何円 領収高
一金何円 支払高

△外 本書高金外金口ロクルハ初メ交付高ニ対シ家
族転住等ノ為ノ支払未済金還納ノ節ニ限ル

△金何円

内

金員郡町番戸姓名
金何円何郡何町何番戸何某
金何円何郡何村何番戸何某
金何円全上何某

但自何年何月至何月何日扶助料

以下之式ニ準ス

右之通相違無之候也

年号月日

庁所長官姓名印

鹿児島県知事宛

(第十七号(註) 明治十九年十二月十七日)

(註) これは資料の掲載されている「鹿児島県公報」の号数と
発行年月日である。以下他の資料も同様

県令第四十五号

明治二十年度地方税支出収人予算及地租割戸数割徴収
方法県会ノ決議ヲ経左之通相定ム

明治十九年十二月十八日 鹿児島県知事渡辺千秋

明治二十二年度地方税支出予算

但△印ノ下ハ朱書

一金七萬六千三百拾四円六拾九銭貳厘 警察費

△内

△金五萬八千七百三円六拾銭九厘 地方費

△金壹萬七千六百拾壹円八銭三厘 国庫下渡金

内訳

金四萬三千五百四拾五円六拾銭 俸給

金貳萬千六百三拾四円九拾貳銭五厘 雑給

金壹萬千三百三拾四円六拾六銭七厘 庁費

一金千五百九拾円貳拾六銭七厘 警察庁舎建築修繕費

△内

△金千貳百貳拾三円貳拾八銭貳厘 地方費

△金三百六拾六円九拾八銭五厘 国庫下渡金

△計金五萬千百貳拾三円九拾八銭壹厘

△惣計金三拾八萬千四拾七円貳拾三銭七厘

一 地租割ハ二月一日七月一日ノ現在地租額ニ賦課シ徴
収ス

但納期限前既ニ荒地トナリ免租ニ属スヘキモノハ其
申出ニ依リ之ヲ免除スルヲ得

一 戸数割ハ二月一日七月一日ノ現在各戸(同居ニシテ
異炊ノ者モ各一戸トス)ニ賦課徴収ス

但其町村ノ負担額ヲ減セサレハ町村会又ハ聯合町村

会ノ評決ヲ経テ賦課ノ等差ヲ設ケ若クハ貧困者ヲ免
除スルヲ得

一 左ニ掲クルモノハ戸数割ヲ免除スルヲ得

一 恤救規則ニヨリ救助ヲ受クル者

一 老(六十年)幼(十五年)不具廢疾殘寡ニシテ力
役ニ堪ヘス且補助スヘキ家族親戚故旧ナク些少ノ
物品ヲ製造若クハ販売シ微ニ其日ノ生計ヲ営ム者
一 飢島郡人民ニシテ熊毛郡種子島ニ移住シ地方税ノ
救助ヲ受クル者

(第十八号 明治十九年十二月二十日)

県令第四十六号

明治二十年度備荒儲蓄金収入予算県会ノ決議ヲ経左ノ
通相定ム

明治十九年一月二十二日 鹿児島県知事渡辺千秋

明治二十年度備荒儲蓄金収入予算

一金三萬三千八百八拾貳円八拾壹銭

金壹萬六千七百八拾壹円 政府配付金

金壹萬七千七百壹拾壹銭 公儲金

但租額七拾七萬七千參百五拾五円

地租壹円ニ付貳銭貳厘ノ割

内訳

金壹萬六千九百四拾壹円四拾銭五厘

現金ノ分

金壹萬六千九百四拾壹円四拾銭五厘

公債証書ノ分

(第二十号 明治十九年十二月廿四日)

達第五十八号

大島々庁

種子島出張所

鹿児島郡役

郡役所ヲ除ク

本月十六日達第五十一号達中海軍水兵家族扶助料ト
アルハ惣テ海軍下士卒家族扶助金ト改ム

明治十九年十二月廿四日 鹿児島県知事渡辺千秋

(第廿一号 明治十九年十二月廿七日)

県令第八号

明治二十二年度備荒儲蓄金収入予算県会ノ決議ヲ経テ
左ノ通相定ム

明治二十二年一月十四日 鹿児島県知事渡辺千秋

秋

明治二十二年備荒儲蓄金収入予算

一金三萬四千貳百五拾壹圓六拾四錢六厘

金壹萬六千七百八拾三圓 政府配附金
内 金壹萬七千四百六拾八圓六拾四錢六厘

公 儲 金

但本年地租予算高金七拾九萬四千貳拾九圓
三拾八錢六厘地租金壹圓ニ付金貳錢貳厘

内 訳

金壹萬七千百貳拾五圓八拾貳錢三厘 現金ノ分
金壹萬七千百貳拾五圓八拾貳錢三厘 公債証書ノ
分

(第三百貳拾四号 明治二十二年一月一四日)

県令第貳拾九号

備荒儲蓄規則ヲ常置委員会ノ決議ヲ經且其筋ノ許可ヲ
得テ左ノ通改正シ今明治二十三年度中施行ス

明治二十三年四月十一日 鹿兒島県知事渡辺千秋

鹿兒島県備荒儲蓄規則

第一章 管守及分儲

第一条 鹿兒島県備荒儲蓄金ハ明治二十二年度迄ノ儲
蓄金及之ヨリ生スル利殖金ヲ併セテ県知事ノ管守ス
ル所トス

第二条 救荒支出ノ為メ儲蓄金総高百分ノ五以内ノ現
金ヲ嶋庁郡役所及市役所ニ分儲スルモノトス

第二章 利 殖

第三条 儲蓄金ハ公債証書ヲ買入レ若クハ現金ヲ貸預
シ利殖スルモノトス

第四条 現金ヲ貸預スルハ預金局銀行又ハ会社富豪者
トシ預金局ヲ除キ総テ公債証書ノ抵当ヲ徴スルモノ
トス

第五条 貸預金利息ノ割合ハ普通ノ金融ニ從ヒ其時々
之ヲ定ムルモノトス

第三章 支 出

第六条 儲蓄金ヲ以テ給与若クハ支出スルモノ左ノ如
シ

一 食 料

二 小屋掛料

三 農具料

四 種穀料

五 地租ノ貸与並補助

六 避難所諸費

七 儲蓄金関係諸雜費

第七条 食料ヲ給与スルハ不慮ノ災害ニ罹リ自ラ生存シ

能ハサルモノニシテ村長ノ請求ニ依リ郡長ニ於テ実
地点檢ノ上止ムヲ得サルモノニ限り左ノ割合ヲ以テ
二十日以内適宜之ヲ給与ス

一 十五才以上七十才未滿ノ男一日ニ付玄米三合

二 七十才以上五才未滿ノ男一日ニ付玄米二合

三 女一日ニ付玄米二合

第八条 一部落同時ニ暴災ニ罹リ目下 究迫ノモル
トキハ郡長ハ村長ノ請求ニ依リ若クハ見込ヲ以テ前
条ノ制限内ニ於テ焚出米ヲ給与スルヲ得
但本文ノ給与ハ五日以内トシ前条ノ日限ヨリ加除
ス

第九条 食料ヲ給与スルハ其土地下米相場ヲ以テシ給
与濟ノ上ハ毎戸人員(男(三合二合ヲ区分ス)及
女ノ區別ヲ要ス)及
給与日数金額共十日以内ニ県知事ニ届出ヘシ

但第八条ノ場合ニ於テ届出方モ亦同

第十条 小屋掛料ヲ給与スルハ不慮ノ災害ニ罹リ自ラ小
屋掛ヲ営ミ雨露ヲ凌ク能ハサルモノニ限り其災害ノ
性質輕重ニ依リ左ノ範囲内ニ於テ適宜之ヲ給与ス

一 火災ニ罹リシモノ六円以内

二 風水崩震災等ニ罹リシモノ四円以内

但災害甚シク情状火災ニ劣ラサル場合ニ於テハ前
項ニ超過セサル金額ヲ給与スル事アルヘシ

第十一条 農具料ヲ給与スルハ前条ノ場合ニ於テ自ラ農
具ヲ購求シ能ハサルモノニ限り三円以内ニ於テ適宜
之ヲ給与ス

但耕作上間接ニ渉ルモノハ支給スルノ限ニアラス

第十二条 種穀料ヲ給与スルハ第十条ノ場合ニ於テ自ラ
種穀ヲ購求シ能ハサルモノニ限り貳円以内ニ於テ適
宜之ヲ給与ス

但其種蒔ノ季節ヲ經過シタルモノ若クハ其季節罹
災ノ時ヨリ三十日以後ニアルモノハ支給スルノ限
ニアラス

第十三条 第十条乃至第十二条ノ救助ヲ受ケントスル
トキハ罹災ノ景状ト貧困ノ有様トテ詳記シ第十条ニ
在テハ現住居者ノ人員第十一条ニ在テハ每品価格及
耕地反別第十二条ニ在テハ種類員数代金反別等ヲ具
シ保証人貳名以上連署ノ上村長ヲ經テ郡長ニ出願ス
ヘシ

第十四条 村長ニ於テ前条救助ノ出願人アルトキハ本
人平素生計ノ有様親戚故旧ニ於テ補給スヘキモノ、
有無其他申出之通相違ナキヤ否等事實篤ト調査ノ上
意見ヲ附シ郡長ニ進達スヘシ

郡長ニ於テ前項ノ願書ヲ受理シタルトキハ吏員ヲ実
地ニ派遣シ事實ヲ審査シ止ムヲ得サルモノニ限り県

知事ニ具状シ認可ノ上処分スヘシ

第四章 地租貸与及返納

第十五条 地租ヲ貸与スルハ罹災ノ為メ實際土地家屋ノ全部若クハ幾分ヲ売却スルニ非ンハ納租シ能ハサルモノニ限り一期分ノ全部又ハ其幾分ヲ貸与ス

第十六条 前条地租ノ貸与ヲ請ハントスルトキハ其理由ヲ詳記シ村長ヲ経テ郡長ニ出願スヘシ

第十七条 貸与ハ無利息五ヶ年賦ト定メ保証人弐名以上連署シ村長奥印ノ上県知事宛ノ借用証書ヲ差出スヘシ

前項貸与中代換若クハ贈遺ニヨリ譲受ケタルトキハ其譲受人ニ於テ借用証書ヲ書キ改ヘシ

第十八条 年賦金ハ其貸与ヲ受タル翌年ヨリ毎年度一月中ニ返納スヘシ

但本人ノ都合ニ依リ一時ニ前納スルモ妨ナシ

第十九条 年賦年限内再ヒ地租貸与スルノ場合ニ遭遇スルカ若クハ其地除税免税トナリタルトキハ殊タ返納ニ至ラサル金額ハ補助トシテ棄損スルコトアルヘシ

第二十条 地租貸与ヲ受ケタル者其年以内該地ノ全部若クハ幾分ヲ売却スルカ或ハ相続者タラサルモノヘ譲与スルトキハ未タ返納ニ至ラサル金額ハ一時ニ上納スヘシ

第五章 決算

第二十一条 前年度儲蓄金ノ出納決算ハ毎年通常県会ヘ報告ノ後之ヲ全管ニ告示スルモノトス

第六章 補助

第二十二条 大嶋々庁所管ニ在テハ本則中村長トアルヲ戸長ニ郡長トアルヲ嶋司ニ適用シ且ツ島司並能毛外一郡長ニ於テハ地租貸与ノ件ヲ除クノ外直ニ処分シテ後県知事ニ報告スルヲ得

第二十三条 鹿児島市ニ在テハ本則中村長及郡長ノ為スコトヲ市長ニ於テ併行スルモノトス (号外 明治二十三年四月十一日)

県令第参拾号

本年一月県令第三号明治二十三年度備荒儲蓄金収入豫算常置委員会ノ決議ヲ経テ左之通改正ス

明治二十三年四月十一日 鹿児島県知事 渡辺千秋

明治二十三年度備荒儲蓄金収入豫算

一金四千九拾八円九拾六銭

内 訳

金三千七百拾円

公債証書利子

但五分利付公債証書額面七万四千弐百円ニ対スル全期分

金参百八拾七円六銭

地租貸与返納金

但大島郡ニ係ル年賦金

金壹円弐十銭

官没地払下代

達第九拾壹号

市役所

救助米代及棄児養育米代受領者ニシテ其都下居住ノ者ハ左ノ手續ニ拠リ下渡方取計フベシ

明治二十三年五月二十九日 鹿児島県知事渡辺千秋

一救助米代及棄児養育米代ハ仕払前月管内下米ノ平均相場ニ拠リ下渡取計ラシムルヲ以テ第弐号書式ノ下渡願書ニ第弐号書式ノ仕訳書ヲ添ヘ市長ノ奥印ヲ受ケ其月(三ヶ月纏メモノハ其初月)五日迄ニ本県第一部庶務課ヘ差出サシムベシ

一救助米代及棄児養育米代ハ其月十五日迄ニ本県第二部会計課ニ於テ交付セシムルヲ以テ各自ラシテ印鑑持参セシムベシ

△第一号(用紙半紙)

△印ハ朱

救助米代(棄児養育米代)御下渡願

一金△ (本庁第二部会計課) =於テ記入ス

内 市(町)(村)番戸

金 何病 何之某

但明治何年何月中日数何日分救助米代何升何合代一日米何合ヅ、前月下米一石ノ平均相場金△ (本庁第弐部会計課ニ於テ記入ス)

金 何病 何之某

但、、、、、、、

右御下渡被下度此段奉願候也

戸主

年号月日 何之某

知事宛

△第二号(用紙半紙)

仕訳書

一金△ (会計課ニ於テ記入ス)

内 金 何病 何之某

但明治何年何月中日数何日分救助米代何升何合代一日米何合ヅ、前月下米一石ノ平均相場金△ (会計課ニ於テ記入ス)

金 何病 何之某

但、、、、、、、

右之通

市(町)(村)番戸

年号月日

戸主 何之某

(第五百貳拾五号 明治貳拾參年五月貳拾九日)

達第九拾貳号

郡 役 所

村 役 場

救助米代及棄兒養育米代受領者ニシテ其郡下居住ノ者ハ會計規則第三十九條ニ拠リ郡長ヘ現金前渡ヲ為スヲ以テ左ノ手續ニ拠リ下渡方取扱スヘシ但シ従前ノ規則ハ廢止ス

明治二十三年五月二十九日 鹿兒島県知事 渡辺千秋
一救助米代及棄兒養育米代ハ仕払前月管内下米ノ平均相場ニ拠リ所轄郡役所ニ於テ下渡サシムルヲ以テ第一号書式ノ下渡願書二通ニ町村長ノ奥印ヲ受ケ所轄郡役所ヲ經テ其月(三ヶ月經メノモノハ其初月)五日迄ニ本県第一部庶務課ヘ送付セシムベシ

一救助米代及棄兒養育米代ハ前条ノ下渡願書一通ニ現金ヲ添ヘ所轄郡役所ヘ送付スルヲ以テ其月廿日マデニ各本人ヘ交付シ第二号書式ノ領収証書ヲ徴収スベシ

一前条ノ交付ヲ了シタルトキハ會計規則第九十八條ニ依リ仕払計算書二通ヲ調製シ証書々類ヲ添ヘ其月二十五日マデニ仕払命令官ヘ差出スベシ

一仕払計算ハ徴兵費現金前渡取扱手續第四条ニ準拠スベシ

但整理科目ハ第三項恩賞及救助費第三目救助費ヲ用ユベシ

鹿兒島県報告例

△第一号(用紙半紙)

(△印ハ朱)

救助米代(棄兒養育米代)御下渡願

一金(本庁第二部會計課ニ於テ記入ス)

内

郡(町)村番戸

金

何病 何之某

但明治何年何月中日数何日分救助米何升何合代

一日米何合ヅ、前月下米一石ノ平均相場金△

(本庁第二部會計課ニ於テ記入ス)

金

何病 何之某

但、、、、、、

右御下渡被下度此段奉願候也

戸主

年号月日

何之某

知事宛

△第二号(用紙半紙)

領収証

内

金、、、、、、

何病 何之某

但明治何年何月中日数何日分救助米何升何合代

一日米何合ヅ、前月下米一石ノ平均相場金何円

金、、、、、、

何病 何之某

但、、、、、、

右領収候也

郡(町)村番戸

年号月日

戸主 何之某

會計 主務官宛

(第五百二拾五号 明治二十三年五月二十九日)

番号	例 目	達 年 月 日	報 告 日
第十八	恤救規則ニ依リ救助ヲ受クルモノ戸籍面ノ異動		翌 月 三 日
経 由	季 報		
第 一	死 亡 表	明治十九年十月廿六日乙第廿五号全廿二年十一月廿一日訓令第五十四号	村役場發送 四・七・十・十一月末日、郡役所發送、五・八・十一・二月十日
季 報			
第 二	戸口現員数及人口出入表	明治廿一年十二月廿一日 達第百八十三号	四・七・十・一月廿日
第 三	本県内出寄留表	全	全
第 四	本県内入寄留表	全	全
第 五	本籍人族別出入現員表	全	全
第 六	本籍出生死亡婚姻表	全	全
第 七	就除籍及送入籍失踪表	全	全
第 八	市街現住人出生死亡表	全	全

半年報

第二	備考儲蓄金出納報告	明治廿一年六月六日 達財第五百八十七号 全十九年一月廿一日乙第五号	十月廿日 四月卅日
第四	地方税豫算実収対照表	明治廿一年四月廿日 達第六十三号	十五日十五日
第五	備考儲蓄金出納報告	明治廿一年六月六日 達財第五百八十七号 全廿二年七月	十月廿日 四月卅日
第六	地方税(備荒公儲金)不納官没物件増減表	明治十八年三月廿五日乙第廿三号	七月十五日

年報

第十	濟貧恤窮施行表	明治廿二年九月九日 達庶第廿六号	一月末日
第八十八	棄児並養育表	明治廿二年十一月二日 達第五十一号	一月卅一日
第一百	救荒分儲金在高報告	明治廿二年七月十六日 達財第四百五十二号	四月五日

(註 明治廿三年五月十三日 「鹿児島県公報」第五百十八号附録 鹿児島県報告例より作成)

この中の一部の表の形式は次の通りである。

(第三十表)

本籍 出生 死亡 婚姻 表		何年		自何月 至何月		庁名													
郡別	種別 村役場名	生産			死亡	- 死産 届洩者					棄児		死亡届者	本籍不詳死亡	死産	結婚	離婚		
		公生	私生	合計		明治廿一年生	全廿二年生	全廿三年生	全廿四年生	全廿五年生	本年生	前年生						男	女
		男	女	男		女	男	女	男	女	男	女						男	女
何	何 村 役 場																		
郡																			
	計																		

本表ハ村役場ヨリ差出ス本籍出生死亡届出表ニ拠リ出生死亡ハ 摘載シ結婚離婚ハ報告含ヌル月末ノ数ヲ摘載スヘシ

(第三十一表)

就除 送 入 籍 及 失 踪 表		何年		自何月 至何月		庁名												
郡別	種別 村役場名	就 籍 之 部						除 籍 之 部						失 踪				
		無籍者就籍		外国ヨリ入籍		他府県ヨリ入籍		合計	外国へ送籍		他府県へ送籍		失踪者除籍		重複者除籍		合計	失踪
		男	女	男	女	男	女		男	女	男	女	男	女	男	女		
								男									女	男
何	何 村 役 場																	
郡																		
	計																	

本表ハ村役場ヨリ差出ス就除送入籍及失踪表ヨリ摘載スヘシ

(第三十二表)

市街現住出産死亡表		何年		自何月 至何月		庁 名				
郡 別	種 別 村役場名	生 産			棄 児	死 産	死 亡			
		公 生	私 生	合 計			本籍者	本籍不詳者	合 計	
何		男								
		女								
郡	計									

本表ハ村役場ヨリ差出ス市街現住出産死亡表ヨリ摘載スヘシ

(第四十八表)

済貧恤窮施行表		明治何年				庁 名				
種 別	前年ヨリ越員	新ニ救助ヲ受ル者		死 亡		廃 停		本年未現在員		救 助 金
		男	女	男	女	男	女	男	女	
廃 疾										
老 衰										
疾 病										
幼 弱										
合 計										

救助金ノ欄ニハ救助米代金ヲ記入スヘシ

(第百二十三表)

棄 児 並 養 育 費		明治何年				庁 名		
費 途	人	員			養 育 費			
		前年ヨリ越員	新ニ養育セン者	養育ヲ廃セン者	本年未現員	官 費	公 費	合 計
官 費								
私 費								
合 計								

官費ノ項ニハ専ラ官費養育ニ係ルモノ及公費^{地方税区}ヲ以テ補助スル所ノモノヲ合記スヘシ
 新ニ養育セン者ノ欄ニハ拾ヒ上ケン者及他管ヨリ^{町村費}転入若クハ官費ヨリ私費私費ヨリ官費ニ移リシ者等ヲ掲ケ養育ヲ廃センモノハ滿十三年ヲ過キン者又ハ他人ノ養子女トナリシ者^{養育費ヲ受ク}及他管へ転出又ハ死亡又ハ私費トナリテ官費ヲ止メ官費トナリテ私費ヲ止メシ等ノ者ヲ掲クヘシ
 棄児ニ準シ養育料ヲ支給セン者アルトキハ總テ本表ヘ合記スヘシ

訓令第七拾五号

島 庁 郡役所 監獄支署 県立学校

明治二十八年訓令第百五号地方稅救荒分儲金雜種金報告ハ自今廢止ス

明治三十一年九月七日 鹿兒島県知事加納久宜

(第一千六百拾參号 明治三十一年九月七日)

告示第拾四号

明治三十年鹿兒島県備荒儲蓄金収支精算額ハ左之通

明治三十二年一月二十三日 鹿兒島県知事子爵加納久宜

明治三十年鹿兒島県備荒儲蓄金収入精算

一金壹萬五千四百五拾壹円壹錢五厘 収 入

内 訳

金九千八百九拾九円八銭 前年度ヨリ越高
 金五千五百参拾八円七拾五銭 益 金
 金拾参円拾八銭五厘 雑 収
 同 備荒儲蓄金支出精算
 一金壹萬四千四百七拾参円八拾参銭参厘 支 出
 内 訳
 金九百四拾参円四拾八銭貳厘 救 助 費
 内
 金八百九拾九円参拾壹銭四厘 火災救助
 金四円 風災救助
 金参拾四円拾六銭八厘 水災救助
 金六円 崩災救助
 金貳円八拾五銭壹厘 儲 蓄 費
 金壹萬参千五百貳拾七円五拾銭 公債証書買入代
 此額面壹萬参千九百五拾円
 収支差引
 金九百七拾七円拾八銭貳厘 残 高
 外
 金拾貳萬五千五百五拾円 公債証書額面
 此原価金拾貳萬千七百七拾五銭五厘
 土地反別壹反貳畝壹歩 公儲金不納官没地所
 此地価金拾八円六拾参銭
 但以上三項翌年度へ繰越
 (第千六百六拾壹号 明治三十二年一月二十三日)

告示第貳拾五号

明治三十二年本県備荒儲蓄金歳出外五件豫算通常県会ノ議決ヲ経テ左之通相定ム

明治三十二年一月二十七日 鹿児島県知事子爵加納久宜

明治三十二年鹿児島県備荒儲蓄金歳入歳出豫算

歳入

第一款 備荒儲蓄金 金六千参百九拾円八銭五厘

第一項 益金 金六千参百九拾円八銭五厘

第二項 雑収 金七円参拾貳銭八厘

第三項 繰越金 金四百五円貳拾五銭七厘

歳出

第一款 備荒儲蓄金 金六千参百九拾円八銭五厘

第一項 救助費 金六千参百八拾貳円九拾七銭八厘

第二項 儲蓄費 金七円拾銭七厘

同 慈恵救済資金歳入豫算

歳入

第一款 慈恵救済資金 金貳千六百貳円五拾銭

第一項 財産収入 金六百貳円五拾銭

第二項 県税繰入 金貳千円

(第千六百六拾参号 明治三十二年一月二十七日 金曜日)

告示第貳拾六号

明治三十一年度本県慈恵救済資金歳入外一件追加豫算通常県会ノ議決ヲ経テ左之通相定ム

明治三十二年一月二十七日 鹿児島県知事子爵加納久宜

明治三十一年鹿児島県慈恵救済資金歳入追加豫算歳入

第一款 慈恵救済資金 金五千円

第三項 寄附金 金五千円

同 市町村立小学校教員恩給金歳出追加豫算

第一款 小学校教員恩給金 金百九拾七円四拾五銭七厘

第一項 扶助金 金参拾円四拾五銭七厘

第二項 退職給与金 金百六拾七円

一歳出追加ニ対スル歳入ハ本年度恩給金歳入過剰金ヲ充用ス

(第千六百六拾参号 明治三十二年一月二十七日)